

三 壁、ふすまその他営業所の内部を仕切るための設備の変更

四 営業の方法の変更に係る構造又は設備の変更

(構造及び設備の変更等に係る届出書の記載事項)

第三条 法第九条第三項(法第二十条第十項において準用する場合を含む。)及び第五項の内閣府令で定める事項は、当該変更に係る変更年月日、変更事項及び変更の事由とする。

第四条 法第九条第三項の内閣府令で定める書類は、第一条第一号から第十号までに掲げる書類のうち、当該変更事項に係る書類とする。

2 法第九条第五項の内閣府令で定める書類は、第一条第一号から第三号までに掲げる書類のうち、当該変更事項に係る書類とする。

(特例風俗営業者の認定申請書の添付書類)

第五条 法第十条の二第二項の内閣府令で定める書類は、次のとおりとする。

一 当該営業所に係る第一条第一号及び第三号に掲げる書類

二 法第十条の二第一項各号のいずれにも該当することを誓約する書面

(遊技機の軽微な変更)

第六条 法第二十条第十項において準用する法第九条第一項の内閣府令で定める軽微な変更は、法第二十三条第一項第三号に規定する遊技球等の受け皿、遊技機の前面のガラス板その他の遊技機の部品でその変更が遊技機の性能に影響を及ぼすおそれがあるもの以外のものの変更とする。

第七条 法第二十条第十項において準用する法第九条第三項の内閣府令で定める書類は、第一条第十一号に掲げる書類のうち、当該変更事項に係る書類とする。

(店舗型性風俗特殊営業の廃止等に係る届出書の記載事項)

第八条 法第二十七条第二項(法第三十一条の十二第二項において準用する場合を含む。)の内閣府令で定める事項は、次の各号に定める事項とする。

一 営業を廃止した場合における届出書 廃止年月日及び廃止の事由

二 届出事項に変更があつた場合における届出書 当該変更に係る変更年月日、変更事項及び変更の事由

(店舗型性風俗特殊営業の届出書の添付書類)

第九条 法第二十七条第三項の内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる届出書の区分に従い、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一 営業を営もうとする場合における届出書 次に掲げる書類(法第二十七条第一項の届出書を提出して現に当該届出書に係る営業を営んでいる者が、当該届出書を提出した公安委員会の管轄区域内において当該営業と同一の店舗型性風俗特殊営業の種別の店舗型性風俗特殊営業を営もうとする場合における届出書については、ニ又はホに掲げるものを除く。)

イ 営業の方法を記載した書類

ロ 営業所の使用について権原を有することを疎明する書類

ハ 営業所の平面図及び営業所の周囲の略図

ニ 営業を営もうとする者が法人であるときは、住民票の写し

ホ 営業を営もうとする者が個人であるときは、住民票の写し

ヘ 営業を営もうとする者が個人であるときは、定款、登記事項証明書及び役員に係る住民票の写し

ロ 営業所の平面図及び営業所の周囲の略図

ニ 営業を営もうとする者が個人であるときは、住民票の写し

ヘ 営業を営もうとする者が法人であるときは、定款、登記事項証明書及び役員に係る住民票の写し

ロ 営業所の平面図及び営業所の周囲の略図

ニ 営業を営もうとする者が個人であるときは、住民票の写し

ヘ 営業を営もうとする者が法人であるときは、定款、登記事項証明書及び役員に係る住民票の写し

ロ 営業を廃止した場合における届出書 法第二十七条第四項の規定により交付された書面

ニ 届出事項に変更があつた場合における届出書 法第三十一項の七第二項において準用する法第三十一項第五号の規定により交付された書面

ヘ 営業を営もうとする者が法人であるときは、前項の規定により交付された書面

ロ 第一号に掲げる書類のうち、第一条において準用する第八条第二号に定める事項に係る書類

二 営業を廃止した場合における届出書 法第二十七条第四項の規定により交付された書面

ニ 届出事項に変更があつた場合における届出書 次に掲げる書類

ヘ 法第二十七条第四項の規定により交付された書面

ロ 第一号に掲げる書類のうち、前項の規定により交付された書面

(標章の様式)

第十一条 法第三十一条第一項(法第三十一条の五第三項及び第三十二条の六第三項において準用する場合を含む。)の内閣府令で定める様式は、別記様式第一号のとおりとする。

(準用規定)

第十二条 法第三十一条の二第三項の内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる届出書の区分に従い、それぞれ当該各号に定める書類とする。

一 営業を営もうとする場合における届出書 次に掲げる書類

(店舗型性風俗特殊営業の届出書の添付書類)

イ 営業の方法を記載した書類

ロ 営業の本拠となる事務所(事務所のない者にあつては、住所。次条第一号ロ(第十六条において準用する場合を含む。)において単に「事務所」という。)、受付所及び待機所の使用について権原を有することを疎明する書類

ハ 法第二条第七項第一号の営業にあつては、事務所の平面図(事務所のない者が、その住所を事務所に代えて届出書を提出する場合には、当該営業の用に供される部分を特定したもの)の周囲の略図

二 法第二条第七項第一号の営業につき受付所を設ける場合には、受付所の平面図及び受付所の周囲の略図

ハ 法第二条第七項第一号の営業につき待機所を設ける場合には、待機所の平面図

ト 営業を営もうとする者が法人であるときは、定款、登記事項証明書及び役員に係る住民票の写し

二 営業を廃止した場合における届出書 法第三十一条の二第四項の規定により交付された書面

三 届出事項に変更があつた場合における届出書 次に掲げる書類

(映像送信型性風俗特殊営業の届出書の添付書類)

第十三条 法第三十一条の七第二項において準用する法第三十一条の二第三項の内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる届出書の区分に従い、それぞれ当該各号に定める書類とする。

一 営業を営もうとする場合における届出書 次に掲げる書類(法第三十一条の七第一項の届出書を提出して現に当該届出書に係る営業を営んでいる者が、他の映像送信型性風俗特殊営業について同項の届出書を同一の公安委員会に提出して当該営業を営もうとする場合における届出書については、ハ又はニに掲げるものを除く。)

イ 営業の方法を記載した書類

ロ 事務所の使用について権原を有することを疎明する書類

ハ 営業を営もうとする者が個人であるときは、住民票の写し

ニ 営業を営もうとする者が法人であるときは、定款、登記事項証明書及び役員に係る住民票の写し

二 営業を廃止した場合における届出書 法第三十一項の七第二項において準用する法第三十一項の二第四項の規定により交付された書類

イ 法第三十一条の七第二項において準用する法第三十一条の二第四項の規定により交付された書類

ロ 第一号に掲げる書類のうち、第十一条において準用する第八条第二号に定める事項に係る書類

(店舗型電話異性紹介営業の届出書の添付書類)

第十四条 法第九条の規定は、法第三十一条の十二第二項において準用する法第二十七条第三項の内閣府令で定める書類について準用する。この場合において、第九条第一号中「法第二十七条第一

項の届出書」とあるのは「法第三十一条の十二第一項の届出書」と、「当該営業と同一の店舗型性風俗特殊営業の種別の店舗型性風俗特殊営業」とあるのは「他の店舗型電話異性紹介営業」と、同号へ中「法第二十七条第一項第五号」とあるのは「法第三十一条の十二第一項第五号」と、同条第二号及び第三号イ中「法第二十七条第四项」とあるのは「法第三十一条の十二第二項において準用する法第二十七条第四项」と、同号ロ中「前条第二号」とあるのは「第八条第二号」と読み替えるものとする。

(準用規定)

第十五条 第十条の規定は、法第三十一条の十六第一項の内閣府令で定める様式について準用する。

(無店舗型電話異性紹介営業の届出書の添付書類)

第十六条 第十三条の規定は、法第三十一条の十七第二項において準用する法第三十一条の二第三項の内閣府令で定める書類について準用する。この場合において、第十三条第一号中「書類」(法第三十一条の七第一項の届出書を提出して現に当該届出書に係る営業を営んでいる者が、他の映像送信型性風俗特殊営業について同項の届出書を同一の公安委員会に提出して当該営業を営もうとする場合における届出書については、ハ又はニに掲げるものを除く。)とあるのは「書類」と、同条第二号及び第三号イ中「第三十一条の七第二項」とあるのは「第三十一条の十七第二項」と読み替えるものとする。

(特定遊興飲食店営業の許可申請書の添付書類)

第十七条 第一条(第十一号を除く。)の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第五条第一項の内閣府令で定める書類について準用する。この場合において、第一条第五号中「法第二条第二項」とあるのは「法第二条第十二項」と、「法第三条第一項」とあるのは「法第三十一条の二十二」と、同条第九号中「第七条各号」とあるのは「第二十三条规定に於ける届出書の記載事項」(特例特定遊興飲食店営業の構造及び設備の軽微な変更)

第十八条 第二条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第九条第一項の内閣府令で定める軽微な変更について準用する。

(構造及び設備の変更等に係る届出書の記載事項)

第十九条 第三条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第九条第三項及び第五項の内閣府令で定める事項について準用する。

(構造及び設備の変更等に係る届出書の添付書類)

第二十条 第四条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第九条第三項の内閣府令で定める書類について準用する。

(特例特定遊興飲食店営業者の認定申請書の添付書類)

第二十一条 第五条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第十条の二第二項の内閣府令で定める書類について準用する。

(深夜における酒類提供飲食店営業に係る軽微な変更)

第二十二条 法第三十三条第二項の内閣府令で定める軽微な変更は、営業所の構造及び設備に係る変更のうち、次に掲げる変更以外の変更とする。

一 建築基準法第二条第十四号に規定する大規模の修繕又は同条第十五号に規定する大規模の模様替に該当する変更

二 客室の位置、数又は床面積の変更

三 壁、ふすまその他営業所の内部を仕切るための設備の変更

四 照明設備の変更

五 音響設備又は防音設備の変更

(準用規定)

第二十三条 第八条の規定は、法第三十三条第一項の内閣府令で定める事項について準用する。

(深夜における酒類提供飲食店営業の届出書の添付書類)

第二十四条 法第三十三条第三項の内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる届出書の区分に従い、それぞれ当該各号に定める書類とする。

一 営業を営もうとする場合における届出書提出して現に当該届出書に係る営業を営んでいる者が、当該届出書を提出した公安委員会の管轄区域内において他の酒類提供飲食店営業を深夜において営もうとする場合における届出書については、ハ又はニに掲げるものを除く。)イ 営業の方法を記載した書類

ロ 営業所の平面図

二 営業を営もうとする者が個人であるときは、住民票の写し

二 営業を営もうとする者が法人であるときは、定款、登記事項証明書及び役員に係る住民票の写し

二 届出事項に変更があつた場合における届出書 前号に掲げる書類のうち、前条において準用する第八条第二号に定める事項に係るもの

(従業者名簿の記載事項)

第二十五条 法第三十六条の内閣府令で定める事項は、性別、生年月日、採用年月日、退職年月日及び從事する業務の内容とする。

(確認書類)

第二十六条 法第三十六条の二第二項各号に掲げる事項を証する書類として内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 日本国籍を有する者 次に掲げる書類のいずれか

イ 住民票記載事項証明書(住民基本台帳法第七条第二号に掲げる事項及び本籍地都道府県名が記載されているものに限る。)

ロ 旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)第二条第二号の一般旅券ハ イ及びロに掲げるもののほか官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該者の生年月日及び本籍地都道府県名の記載のあるもの

二 日本国籍を有しない者(次号及び第四号に掲げる者を除く。) 次に掲げる書類のいずれか

ロ 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第二条第五号の旅券

イ 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第二条第五号の旅券

三 出入国管理及び難民認定法第十九条第二項の三に規定する在留カード

イ 前号イに掲げる書類(出入国管理及び難民認定法施行規則(昭和五十六年法務省令第五十号)第十九条第四項の証印がされているものに限る。)

四 前号イに掲げる書類(出入国管理及び難民認定法施行規則第十九条第四項の証印がされていないものに限る。)及び同項に規定する資格外活動許可書又は同令第十九条の四第一項に規定する就労資格証明書

ハ 前号ロに掲げる書類

四 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者 同法第七条第一項に規定する特別永住者証明書

(团体の届出)

第二十七条 法第四十四条第一項の規定による届出をしようとする団体は、その目的とする事業が二以上の都道府県の区域内において行われる場合にあつては警察庁に、それ以外の場合にあつては

警視庁又は道府県警察本部に、次条に規定する事項を記載した書類を提出しなければならない。

2 前項の規定により書類を提出する場合においては、警察庁に提出する書類がその目的とする事業が一の管区警察局の管轄区域内において行われる場合にあつては当該管区警察局を経由して、警視庁又は道府県警察本部に提出する書類にあつては当該団体の主たる事務所の所在

(届出事項)

第二十八条 法第四十四条第一項の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一 名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
二 目的及び事業

(経過措置)

第二条 この府令の施行の際現に付与されている標章の様式については、この府令による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令別記様式第一号の様式にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成二十四年三月一六日内閣府令第七号)

この府令は、民法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

附 則 (平成二十四年六月一八日内閣府令第三十九号)

(施行期日)

第一条 この府令は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

(経過措置)

第二条 第七条の規定による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令第二十一条の規定の適用については、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者が所持する改正法第四条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和二十七年法律第二百二十五号）に規定する

外国人登録証明書（以下「登録証明書」という。）は出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カードとみなし、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号。以下「特例法」という。）に定める特別永住者が所持する登録証明書は特例法第七条第一項に規定する特別永住者証明書とみなす。

2 前項の規定により、登録証明書が在留カードとみなされる期間は改正法附則第十五条第二項各号に定める期間とし、特別永住者証明書とみなされる期間は改正法附則第二十八条第二項各号に定める期間とする。

第三条 この府令の施行の日前にした行為に対する風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十五条、第二十六条第一項、第二十九条、第三十条第一項若しくは第二項、第三十一条の四第一項、第三十二条の五第一項若しくは第二項、第三十一条の六第二項又は第三十四条の規定の適用については、第七条の規定による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令第六号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第四条 この府令の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二六年一〇月一七日内閣府令第六八号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二七年一月一三日内閣府令第六五号)

(施行期日)

1 この府令は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年六月二十三日）から施行する。

(経過措置)

この府令による改正前の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令に規定する様式による書面については、この府令による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則 (令和元年五月一四日内閣府令第五号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年六月一一日内閣府令第一二号)

この府令は、令和元年七月一日から施行する。

(施行期日)

2 この府令による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則、道路交通法施行規則、火薬類の運搬に関する内閣府令、指定射撃場の指定に関する内閣府令、獵銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令、自動車安全運転センター法施行規則、核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令、放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令、警備業法施行規則、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令、探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則及び内閣総理大臣の所掌に係る科学技術・イノベーション創出の活性化に関する内閣府令に規定する様式による書面については、この府令による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則、道路交通法施行規則、火薬類の運搬に関する内閣府令、指定射撃場の指定に関する内閣府令、獵銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令、自動車安全運転センター法施行規則、核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令、放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令、警備業法施行規則、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令、探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則及び内閣総理大臣の所掌に係る科学技術・イノベーション創出の活性化に関する内閣府令に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則 (令和元年一〇月一四日内閣府令第三六号)

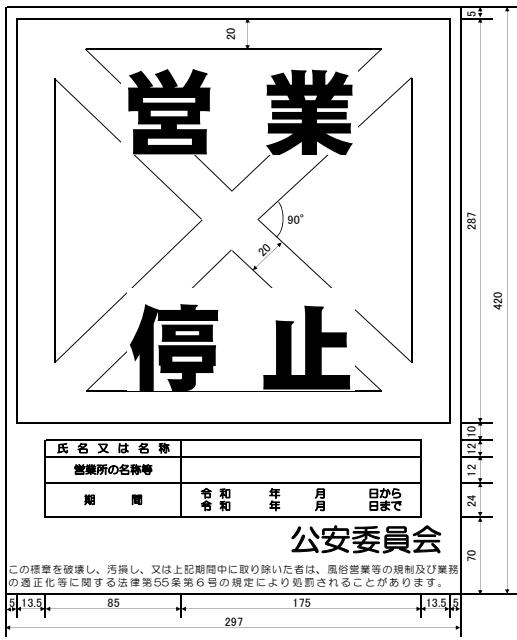
(施行期日)

1 この府令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十一月十四日）から施行する。ただし、第一条中質屋営業法施行規則第二条第四項の改正規定及び同規則第二十一条の改正規定（第一条第三項の市場」を「第二条第二項第二号の古物市場」に、「市場主」を「古物市場主」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

(経過措置)

この府令による改正前の質屋営業法施行規則に規定する様式による書面については、この府令による改正後の質屋営業法施行規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

別記様式第1号（第10条関係）



備考 1 色彩は、斜めの辺及び枠を赤色、「営業停止」の文字を青色、その他の文字及び表を黒色並びに地を白色とする。
 2 塗料は、耐光性のものを用いるものとする。
 3 図示の表示の単位は、ミリメートルとする。
 4 標章の耐候性は、容易に劣化しないものとする。
 5 標面には、容易にはがれない接着剤を塗布するものとする。
 6 「営業所の名称等」欄には、店舗型風俗特殊営業若しくは店舗型電話異性紹介営業の営業所の名称又は受付所営業につき広告若しくは宣伝をする場合に当該営業を示すものとして使用する呼称を記載する。

別記様式第2号（第29条関係）

電磁的記録媒体提出票	
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令第27条第1項の規定により提出すべき書類に記載することとされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下のとおり提出します。 本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実に相違ありません。 年 月 日 国家公安委員会殿 提出者の名称及び事務所の所在地	
1 電磁的記録媒体に記載された事項 2 電磁的記録媒体と併せて提出される書類	

備考 1 「電磁的記録媒体に記載された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記載されている事項を記載するとともに、2以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載する。
 2 「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあつては、その書類名を記載する。
 3 該当事項がない欄は、省略する。
 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。